

岐阜県教職員組合 実習教員部

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和5年7月31日 16時00分～

会 場 1703会議室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（16：00）
2. 岐阜県教職員組合 あいさつ
3. 要望にかかる質疑
4. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和5年7月31日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
1. 実習教員の身分と賃金待遇について	
①2016年岐阜県教育委員会発令「実習助手等の取扱い」の中にある「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」とは「実習教諭」と解釈してよろしいですね。 （確認事項～文書回答のみ）	給与条例の級別標準職務表に規定する「高度の知識経験を必要とする業務を行う実習助手」は、給与条例上の実習助手のうち、実習教諭かつ実習教諭としての一定年数経験者を想定しています。
②上記①の内容、システムを対象実習教員に分かり易く説明して下さい。（各実習教員個人はもとより所属する管理職にも徹底して下さい。）	今後、適切な機会を捉えて周知していきたいと考えております。
③上記①の給与表1級の実習助手は、実習教諭に昇格後、最短で2級昇級となるように、経年条項の「撤廃」か「短縮」をおこなうとともに、年齢制限の引き下げをして下さい。55歳昇級停止のもとでは、2級昇級の意味が失われてしまいます。	実習教諭の昇格基準については見直しを行い、平成26年度より段階的に運用を変更してきたところですので、ご理解をお願いします。
④特別支援学校の実習助手の「職務の実態」を明らかにしてください。	実習助手は、「実験又は実習について、教諭の職務を助ける」職となっています。作業学習など、実習を伴う授業や専門学科の授業で、教諭の補佐をすることが職務内容となります。
⑤特別支援学校の実習助手の昇給昇格制度を、実験実習に関わる実習教員等と同様な昇給昇格制度にして下さい。	特別支援学校の実習助手の昇給昇格制度について、特に条件を設けていることはありません。
⑥「実習免許」取得のための県教育委員会主催の認定講習を計画的に開催して下さい。 また、単位修得希望の実習助手の待機者調査を行って下さい。	現在、本県の免許法認定講習は、喫緊の課題として、高校・情報が令和7年度の大学入試共通テストからの出題教科となることに対応するため、高等学校・情報免許取得推進に力を入れております。また、特別支援学校教諭免許取得推進及び他校種免許取得の推進のための講習を優先的に開催しており、当分の間、実習教諭免許取得のための講座を開講することは困難な状況です。 平成28年度及び令和元年度に実施した、実習免許を含めた認定講習の受講希望調査を、今後も定期的実施するほか、他県における講習開催状況や関係大学の実施体制の把握等に努め、開講の必要性を検討します。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合 実習教員部（令和5年7月31日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>⑦実習教員の研修を充実して下さい。 研修では、実習教員の役割や生徒への対応のほか、実習教員同士が教育実践を交流し合う内容にしてください。</p>	<p>研修内容につきましては、学校の実態に合った実践的な内容となるよう検討していきます。</p>
<p>⑧工業、農業等の実験実習には、機器・機械の使用が不可欠です。その使用にはしばしば免許が必要となりますが、業務に必要な機器・機械の免許であるにも関わらず、取得は個人負担となっています。 免許取得のための講習については出張を命じ、必要な経費は県費で支出してください。 また、免許取得者が学校現場でその資格を使って機器・機械等を稼働する場合は、ライセンス使用料（手当を）支払う様にして下さい。</p>	<p>免許や資格取得など、個人の取得に係るものにつきましては、県費での支出は難しいため、個人負担となります。また、資格等の取得にかかる服務につきましても公務とはならないため、出張とすることは困難な状況です。</p>
<p>⑨農業高校の農場管理に関する現行の「生産物に関わる日直手当」は、岐阜県の現在の最低賃金＝910円以上の額としてください。</p>	<p>宿日直手当は、本来の勤務に従事しないで行う業務に対して支給される手当です。手当の額も過去の経緯、国や他県との均衡等を考慮して定めておりますので、ご理解をお願いします。</p>
<p>2. 実習教員の教育活動について</p>	
<p>①実験実習がより充実した実験実習となるとともに、実験実習時の安全性を確保するために、実習教員の複数配置を充実して行って下さい。（確認事項～文書回答のみ）</p>	<p>実習助手の配置は、標準法に基づいております。各校への配置数については、学校の実態や状況を踏まえながら引き続き検討してまいります。</p>
<p>②実習教員の職務内容を明確化して、職場での教諭との差別的な事項を是正して下さい。 昨年、「職務による差別的な事は認識していない」との回答でしたが、教育現場では、様々な場面で教諭からの差別的な扱いや言動、教員と実習教員との軋轢が起っています。</p>	<p>実習助手及び実習教諭の職務については、学校教育法あるいは高等学校・特別支援学校管理規則に定められているとおりであり、教諭の職務「児童（生徒）の教育をつかさどる」とは異なっています。しかしながら、実習助手あるいは実習教諭は、教諭やその他教職員と相互に連携・協力しあい、学校の教育活動を支えていく重要な担い手であることに変わりはありません。今後も、学校の様々な教育活動が円滑に実施できるよう全教職員が協力していきけるよう、校長会等の機会を捉えて周知していきたいと考えます。</p>